特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

潮来市は、子ども子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシーの権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県 潮来市長

公表日

令和7年10月10日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	子ども子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所、認定こども園等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル:	Na contraction of the contractio
支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号活第9条第1項 別表12/項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令 第68条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号, 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表155、第157条 【提供】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	総務部 総務課 茨城県潮来市辻626番地 0299-63-1111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	市民福祉部 子育て支援課 茨城県潮来市辻626番地 0299-63-1111
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	
9. 規則第9条第2項の適	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年10月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	於全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価美加されている。	他機関については、それ	にてれ里 点 垻 日 評	価書又は全項目評価書において、リス・	ソ 対束の計 細か 記載	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ა]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[C]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。				

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				
判断の根拠	イン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。				

変更簡所

変更箇所							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		
平成30年9月30日	評価実施機関名	潮来市長	茨城県 潮来市長	事前	時点修正		
平成30年9月30日	公表日	-	平成30年9月30日	事前	時点修正		
平成30年9月30日	4.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 吉田 美枝子	子育て支援課	事前	表記修正		
平成30年9月30日	1.対象人員 いつの時点での計数か	平成29年4月1日	平成30年9月1日	事後	時点修正		
平成30年9月30日	1.対象人員 いつの時点での 計数か	平成29年4月1日	平成30年9月1日	事後	時点修正		
令和1年6月1日		平成30年9月30日	令和1年6月1日	事後	時点修正		
令和1年6月1日	評価書名	(平成30.9.1しきい値対象外)	(令和1.6.1しきい値対象外)	事後	時点修正		
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象	平成30年9月1日	令和1年6月1日	事前	時点修正		
令和1年6月1日	人数 いつの時点の計数か IIしきい値判断項目 2.取扱	平成30年9月1日	令和1年6月1日	事前	時点修正		
令和2年6月1日	者数 いつの時点の計数か 公表日	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事前	時点修正		
令和2年6月1日		(令和1.6.1しきい値対象外)	(令和2.6.1しきい値対象外)	事前	時点修正		
令和2年6月1日	I 関連情報 ②事務の名称		幼稚園や保育園、認定こども園等	事前	時点修正		
令和2年6月1日	I 関連情報 ②事務の名称	①申告書や届出書に関する事務	①申請書や届出書に関する事務	事前	時点修正		
令和2年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	情報提供は行われない	情報提供は行わない	事前	時点修正		
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事前	時点修正		
令和2年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事前	時点修正		
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日	令和3年8月1日	事後	時点修正		
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日	令和2年8月1日	事後	時点修正		
令和3年9月1日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	【照会】番号法第19条第7号, 別表第二の第 13, 116項	【照会】番号法第19条第8号, 別表第二の第 13, 116項	事後			
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和3年8月1日	令和4年7月1日	事前			
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和3年8月1日	令和4年7月1日	事前			
令和5年6月16日	評価書名	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書 (R2.6.1 しきい値対象外)	子ども子育て支援関係事務 基礎項目評価書	事前			
令和5年6月16日	しきい値判断項目	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事前			
	1. 対象人数	いつ時点の計数か 2022/7/1	いつ時点の計数か 2023/7/1	7-113			
令和5年6月16日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日	令和5年7月1日	事前			
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第8,94項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第8,68条	番号法第9条第1項 別表127項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令 第68条	事前			
令和6年6月28日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 法令上の根拠	【照会】番号法第19条第8号、別表第二の第 13、116項 【提供】なし(情報提供ネットワークシステムに よる情報提供は行わない)	[照会] 番号法第19条第8号, 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づ入用特定個人情報の提供に関する命 令第2条表155、第157条 【提供】なし(情報提供ネットワークシステムに よる情報提供は行わない)	事前			
令和6年6月28日	しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 いつ時点の計数か 2023/7/1	1,000人以上1万人未満 いつ時点の計数か 2024/7/1	事前	時点修正		
令和6年6月28日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2023/7/1	2024/7/1	事前	時点修正		
令和6年12月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	-	「申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。」を追加	事後			
令和6年12月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、総合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、 申請管理システム	事後			
令和6年12月18日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後			
令和6年12月18日	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年7月1日時点	令和6年11月1日時点	事後			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	IV リスク対策8. 人手を介在 させる作業人為的ミスが発生 するリスクへの対策は十分か	_	十分である。	事後	
令和6年12月18日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業判断の根拠	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット開会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和6年12月18日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策最 も優先度が高いと考えられる 対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和6年12月18日	IV リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分か【再掲】	-	十分である。	事後	
令和6年12月18日	Ⅳ リスク対策11. 最も優先 度が高いと考えられる対策判 断の根拠	_	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を担当職員のみに設定し、ログイン時には生体認証を含む二要素認証を用いてアクセスするため。	事後	
令和7年10月10日	しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	
	しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年10月1日時点	事前	